

平成29年度行政事業レビューシート (内閣府)

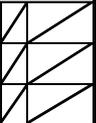
事業名	子どものための教育・保育給付に必要な経費			担当部局庁	子ども・子育て本部		作成責任者		
事業開始年度	平成27年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	参事官(子ども・子育て支援担当)付		竹林 経治		
会計区分	一般会計								
根拠法令(具体的な条項も記載)	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第68条第1項			関係する計画、通知等	・子どものための教育・保育給付費の国庫負担について(平成28年5月2日府子本第303号内閣総理大臣通知) ・子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について(平成28年8月9日府子本第506号内閣総理大臣通知)				
主要政策・施策	少子化社会対策			主要経費	社会保障				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第68条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。 また、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を負担するものである。 また、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設及び認定こども園への移行を希望して長時間預かり保育を行う幼稚園の運営に要する経費についての所要額を計上するものである。 実施主体:市町村 負担(補助)率:1/2 負担(補助)割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4(一部:国1/2、指定都市・中核市1/2)								
実施方法	補助、負担								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
		補正予算	-	608,986	650,018	799,140			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	0	618,257	672,150	799,140	0		
	執行額	-	604,278	667,846					
	執行率(%)	-	98%	99%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	#DIV/0!	98%	99%						
平成29・30年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	子どものための教育・保育給付費負担金	787,949							
	子ども・子育て支援推進費補助金	6,205							
	子どものための教育・保育給付費補助金	4,876							
	子どものための教育・保育給付調査委託費	110							
	計	799,140	0						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度
	平成29年度までに48.0%	1,2歳児への保育サービス提供割合	成果実績	%	35.1	38.1	41.1	-	-
			目標値	%	-	-	-	48	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	待機児童解消加速化プラン								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	待機児童解消加速化プランに基づく受入増加数	活動実績		万人	14.7	9.5	-	-
当初見込み			万人	11.9	11.7	11	6	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	執行額/交付申請件数 (29年度見込は、予算額/交付申請件数(28年度実績))	単位当たりコスト	千円	-	389,857	427,285	507,245	
		計算式	執行額 / 交付申請件数		-	604,278,352/1,550	667,846,119/1,563	792,824,849/1,563

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	20. 子ども・子育て支援の推進							
	施策	③特定教育・保育施設等利用の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値		-	-	-	-	-	-
		目標値		-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
-									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	子ども・子育て支援新制度においては市町村が地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施しており、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応している。国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えている。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	市町村等が実施主体となり、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保しており、国はそれに係る費用の二分の一を負担している。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるために、市町村が地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施し、国・都道府県がそれを重層的に支えている。また、子ども・子育て支援法は自公民3党合意を踏まえ、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであるとともに、都市部における待機児童解消や子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するものであり優先度が高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を負担するもの。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を負担するものであり、その費用については公定価格として、入所定員、所在地による地域差等を考慮して算定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱に基づき、子どものための教育・保育給付に必要な経費のみを負担(補助)対象としている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」(平成28年9月厚生労働省公表)によると、平成28年4月時点での1、2歳児の保育所等利用率は41.1%となっており、企業主導型保育事業による受け皿拡大とあわせれば、達成できる見込みである。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	待機児童解消加速化プランに基づき市町村が作成する「待機児童解消加速化計画」により見込んでおり、ほぼ見込み通り実施できている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	利用児童数は増加しており、拡大された保育の受け入れ枠が活用されている。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	<p>・保育所運営費(厚生労働省)</p> <p>平成26年度以前の保育所運営費について、交付額確定等に伴う追加交付(過年度精算交付分)が発生した場合に、児童福祉法に基づき、国が費用負担するもの。</p>		
	所管府省名	事業番号	事業名			
	厚生労働省		保育所運営費			
点検・改善結果	点検結果	子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担しており適切に執行されている。また、成果目標・活動実績はほぼ見込み通り達成できていると考えられる。				
	改善の方向性	点検結果に基づき、引き続き必要な予算を確保しつつ適正な執行に努める。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	
平成25年度	-	平成26年度	-	平成27年度	新27-0004	
平成28年度	0109					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

内閣府
667,846百万円



【補助金等交付】

【子どものための教育・保育給付費負担金】

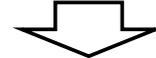
A 47都道府県
664,646百万円

〔 交付決定額の通知 〕



1,563市区町村
(指定都市・中核市含む)
664,646百万円

〔 施設型給付費等の
支給、委託費の支払
事業の実施 〕



【補助金等交付】

【子どものための教育・保育給付費補助金】

B 13都道府県
779百万円

〔 交付決定額の通知 〕



63市区町村
779百万円

〔 事業の実施 〕

B 17指定都市・中核市
2,421百万円

〔 事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	子どものための教育・保育 給付	1,475	補助金等交付	-	--	
2	仙台市	8000020041009	子どものための教育・保育 給付	382	補助金等交付	-	--	
3	東京都	8000020130001	子どものための教育・保育 給付	357	補助金等交付	-	--	
4	千葉市	6000020121002	子どものための教育・保育 給付	242	補助金等交付	-	--	
5	練馬区	3000020131202	子どものための教育・保育 給付	117	補助金等交付	-	--	
6	神奈川県	1000020140007	子どものための教育・保育 給付	92	補助金等交付	-	--	
7	埼玉県	1000020110001	子どものための教育・保育 給付	80	補助金等交付	-	--	
8	世田谷区	1000020131121	子どものための教育・保育 給付	79	補助金等交付	-	--	
9	川崎市	7000020141305	子どものための教育・保育 給付	75	補助金等交付	-	--	
10	山形県	5000020060003	子どものための教育・保育 給付	69	補助金等交付	-	--	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	